参加者、 総同盟大阪聯合会金属労働組合、

第四、争議経過、

従来職工賃銀ハ二週間毎ニ〆切リ一週間ニ一日分ノ皆勤賞与ヲ給与シ来リシカ今回毎月十五日及月末ノ二回ニ〆切リ二十五日及十日ニ支給賃金支払ニ変更シ且皆勤賞与ヲ廃止ノ基準ヲ三十日ト為シ従来ヨリ二日間延長セルニ反対シ在工場ハ総同盟ノ締付ニ拘ラス作業ヲ上ケタルニ甘ンスルコトトナリ交渉ニ及ヒタル結果会社モ工場ノ前ニ於テ行ハレタル所ナキトナク皆勤賞与ハ二割トシ保留シ賃銀割合ヲ実権元ニ回復シ労働者モ之ヲ承認シ十三日解決、

（四）関係者数、

所在地、 大阪府下泉北郡〇〇町字長柄所、

労働者、 六〇名

参加者、 五〇名

南海一般労働者組合準備会、

第四、争議経過、

五月書面ヲ以テ個人従業員ヨリ会社ニ要求セルモ会社ハ之ニ応セス従業員ノ非〇ヲ引当テ要求シ会社ハ之ヲ提出シ会社ハ取締

廿七日七日ヨリ怠業ニ移ル

一、解雇手当ノ要求

（解雇従業員ニ対シテ日給三ヶ月分ノ解雇手当ヲ要求スルコト）、

二、公休日ノ給与、

（月二回ノ公休日ヲ給与スルコト）、

三、新規就業ニ際シ協定賃金実施、

（大株主ノ会社附加ハ従業員ノ附加六ト）

財団法人 協調会